

前金払制度の拡大について

公共工事の施工に当たっては、資材購入費用をはじめ、着工時に資金が必要であり、その際の受注者の負担軽減を図るため、一部資金を前払いする制度を設けています。

✚ 前払金及び中間前払金の支払限度額の撤廃

本組合においては、前払金及び中間前払金の支払限度額を設定していましたが、特に大規模な工事の場合には、受注者の着工資金の円滑な供給を図ることが必要となり、従来の規定による支払額ではその確保が困難になることから、これらの支払限度額を撤廃します。

✚ 建設工事に関する業務委託への前金払制度の導入

前金払制度の対象については、建設工事のみとなっておりましたが、建設工事に関する業務委託についても前金払制度を導入します。

建設工事

	適用金額	前払率	支払限度額
前払金	500万円以上	契約金額の40%以内	<u>1億円→なし</u>
中間前払金		契約金額の20%以内	<u>5,000万円→なし</u>

建設工事に関する業務委託

	適用金額	前払率	支払限度額
前払金	100万円以上	契約金額の30%以内	なし

※業務委託については中間前金払の制度はありません。

平成31年4月1日以降に契約する案件について適用します。